

自然災害共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、自然災害共済事業規約（以下「規約」という。）第82条（細則）にもとづき、この細則を定める。

(併用住宅の用途)

第2条 規約第8条（共済の目的 建物）第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの各号の用途をいう。

- (1) 常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3) 作業員宿舍および簡易宿泊所
- (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- (6) 映画館、劇場および遊技娯楽場
- (7) 工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第3条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号の条件のすべてをみたすことをいう。

- (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
- (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者となること。
- (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4) 建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第4条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、つぎの各号のいずれかの条件をみたすものをいう。

- (1) 共済契約関係者が居住するための住宅の購入、建築または増・改築等を目的として、共済契約関係者が金融機関と金銭消費貸借契約を締結する場合
- (2) その建物への共済契約関係者の30日以内の入居が困難な何らかの事情があり、かつ、組合がその正当性を認めた場合

(口数の特例)

第5条 規約第11条（付帯される契約との関係）第2項にいう「細則で定める口数」とは、付帯される火災共済契約の同口数とし、端数が発生する場合または奇数の場合は直近の偶数口数まで切り上げた口数をいう。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第6条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第8条（共済の目的 建物）第1項の建物であり、かつ、規約第15条（共済契約の締結の単位）第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

2 前項の締結がされている場合の損害の額および焼破損割合の算出は、棟ごとに行い共済金を決定する。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第7条 規約第47条(共済掛金の返戻または追徴)第3項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(各共済金請求の提出書類)

第8条 規約第25条(共済金の請求)第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類	(1) 共済金請求書	(2) 被災状況申告書	(3) 共済事故の証明書	(4) 死亡診断書 (死体検案書)	(5) 後遺障害診断書	(6) その他の必要書類
共済金の種類						
風水害等共済金	○	○	○			○
地震等共済金	○	○	○			○
盗難共済金	○	○	○			○
傷害費用共済金						
死亡	○	○	○	○		○
障害	○	○	○		○	○
地震等特別共済金	○	○	○			○
付属建物等特別共済金	○	○	○			○

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の書類の一部の省略を認めることができる。

3 第1項第3号に規定する「共済事故の証明書」とは、共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とする。

(共済契約の解約の手續)

第9条 共済契約者は、規約第36条(共済契約の解約)の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要な事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(空家の取扱い)

第10条 規約第46条(通知義務)第2項にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各号のいずれもみたすことをいう。

- (1) その建物について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること。
- (2) その建物がつぎのいずれかに該当すること。

ア 転勤または長期もしくは短期の出張等(以下「転勤・出張等の事情」という。)により、空家または無人となった建物で再入居を前提としたもの

- イ 転勤・出張等の事情により、売り家にするため空家または無人となったもの
- ウ 転勤・出張等の事情により、新築後入居できず、空家または無人となった建物で入居を前提としたもの
- エ 貸家などで入居者の移転にともない一定期間空家または無人となった建物で入居を前提としたもの
- オ 崖崩れなどの危険にともない、立退きにより空家または無人となった建物でこの危険が去った後、再入居を前提としているもの
- カ その他やむをえない事情があるものとしてこの組合が特に認めるもの

(耐火構造および木造の定義)

第11条 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、つぎのとおりとする。

- (1) 建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立られ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- (2) 外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する建物
 - ア コンクリート造
 - イ コンクリートブロック造
 - ウ れんが造
 - エ 石造
 - オ 土蔵造

2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造の錯誤の場合の取扱い)

第12条 共済契約者が共済契約締結の当時、共済の目的である建物について当該建物の構造が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金の額とみなし、換算した共済金額に減額する。

2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻す。この場合において、当該共済契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として共済契約の共済掛金を払い戻すものとする。

(建築中の建物の共済金額等)

第13条 規約第8条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する建物について、風水害等または地震等による損害が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第50条（風水害等共済金）第3項または規約第51条（地震等共済金）第2項に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

(身体障害と認める場合の取扱い)

第14条 規約第53条（傷害費用共済金）第4項にいう「細則で定める場合」とは、事故の日からその日を含めて180日となる日における医師の診断に基づき、組合が別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態に該当すると認めた場合をいう。

(他の障害等がある場合の決定方法)

第 15 条 規約第 54 条（他の障害その他の影響がある場合）第 1 項本文にいう「細則で定める方法」とは、医師の診断、他の共済事業の取り扱いおよび事故の態様などを考慮し決定することをいう。

（身体障害等級別支払割合表）

第 16 条 規約別表第 1 の「身体障害等級別支払割合表」は、別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」に掲げるものとする。

（身体障害の状態の定義）

第 17 条 規約別表第 1 「身体障害等級別支払割合表」にいう「身体障害の状態の定義」には、火災等、風水害等、地震等または盗難の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとする。

（内 規）

第 18 条 この細則で定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定める。

（改 廢）

第 19 条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

（施行期日）

- 1 この細則は、2010 年 3 月 26 日から施行し、2010 年 4 月 1 日以後に発効する共済契約から適用する。
- 2 この改正細則は、2011 年 7 月 21 日より施行し、2011 年 2 月 1 日から適用する。ただし、この改正細則の施行前に傷害費用共済金の支払事由に該当する身体障害の状態になった場合であって、改正前の別表第 1 第 12 級第 13 号または第 14 級第 10 号に該当するもの（2010 年 6 月 10 日以前に該当した場合を除く。）については、傷害費用共済金の支払事由が生じた日から、この改正細則を適用する。

付 則

（2014 年 11 月 26 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この細則は、2014 年 11 月 26 日から施行し、2015 年 2 月 1 日から適用する。ただし、適用の日現在、現に存する共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例による。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、共済事故が適用日以後に発生した場合には、つぎに掲げる改正後の規定を適用する。

(1) 第 8 条（各共済金請求の提出書類）

別表第1（第16条関係）

身体障害等級別支払割合表

(2011年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失	50%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したものの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したものの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	30%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
	11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

障害等級	身 体 障 害	支払割合
第 14 級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削 除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備 考)

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

(注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。